

電磁的記録媒体提出票	
風俗環境浄化協会等に関する規則	第8条において準用する第1条第1項
	第8条において準用する第1条第2項
	第8条において準用する第5条第1項
	第8条において準用する第5条第2項
	第9条第1項
	第9条第2項
規定により提出することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
年 月 日	
国家公安委員会 殿	
提出者の名称及び事務所の所在地	
1 電磁的記録媒体に記録された事項	
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類	

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。